

## 第5章の3 差止請求権

### (訪問販売に係る差止請求権)

**第58条の18** 消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第4項に規定する適格消費者団体（以下この章において単に「適格消費者団体」という。）は、販売業者又は役務提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
  - イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
  - ロ 第6条第1項第2号から第5号までに掲げる事項
  - ハ 第6条第1項第6号又は第7号に掲げる事項
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
- 三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
  - 一 第9条第8項（第9条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特約
  - 二 第10条の規定に反する特約

### 趣旨

本章は、消費者契約法において、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が販売業者等の不当な行為等について民事訴訟における差止請求をすることができるいわゆる消費者団体訴訟制度が措置されているところ、同訴訟制度のもと、本法における訪問販売や通信販売等の各取引類型においても、販売業者等が不実告知等の不当な勧誘行為等を現に行い又は行うおそれがある時は、それらの行為の差止めや予防に必要な措置をとることなど

の請求ができる権利を定めている根拠規定である。

### **解 説**

1 第1項は「訪問販売」における不当な勧誘行為等に係る差止請求権を規定したものである。

差止請求の対象となる行為については、①本法上の行政規制等の各条項に規定される規範に抵触する行為であって、②その行為により個々の消費者に取消権等の民事上の権利発生が観念できるものであり、③その行為を集団的・一般的に停止・予防させることが適当なもの、を基準として、その対象行為が選定されているところである。

本項においては、法第6条第1項において規定される不実告知や同条第2項において規定される重要事項の不告知（一部、主務省令事項に係るもの）を除く。）、同条第3項において規定される威迫・困惑といった行為につき、差止請求権の対象としている。

ここにおいて、「当該行為の停止若しくは予防」とは、例えば、勧誘における不実告知をした場合には、当該販売業者等に金銭を支払わせるといった間接強制により差止めがなされることを意味する。また、「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」とは、例えば、勧誘員に配布する勧誘マニュアルにおいて、不実告知を奨励している箇所を削除させることや、勧誘員に適正な勧誘方法を指導する講習の実施を義務付けるといった作為義務を販売業者等に課すということが考えられる。

2 第2項は「訪問販売」における損害賠償請求等に関する不当請求・不当特約に係る差止請求権を規定したものである。

本項においては、上記1の基準に基づき、法第9条第8項において無効とされるクーリング・オフに係る不利な特約や法第10条において規定される損害賠償等の額の制限に反する特約を定める行為等につき、差止請求権の対象としている。

ここにおいて、「当該行為の停止若しくは予防」とは、例えば、契約締結等の際の書面においてクーリング・オフを無効とするような不当な条項を含むものを使用した場合には、当該販売業者等に金銭を支払わせるといった間接強制により差止めがなされることを意味する。また、「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」とは、例えば、販売業者等が勧誘の際消費者に配布する各種書面において、法違反の不当な請求を認めさせる記載をしている場合に、当該箇所を削除させることを義務付けるといった作為義務を販売業者等に課すということが考えられる。

#### **(通信販売に係る差止請求権)**

**第58条の19** 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特

定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第15条の3第1項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

## 趣旨

法第58条の18と同様、消費者団体訴訟制度につき、本法における訪問販売や通信販売等の各取引類型において、販売業者等が不実告知等の不当な勧誘行為等を現に行い又は行うおそれがある時は、それらの行為の差止めや予防に必要な措置をとることなどの請求ができる権利を定めている根拠規定である。

## 解説

本条は「通信販売」における不当な広告行為に係る差止請求権を規定したものである。差止請求の対象となる行為については、①本法上の行政規制等の各条項に規定される規範に抵触する行為であって、②その行為により個々の消費者に取消権等の民事上の権利発生が観念できるものであり、③その行為を集団的・一般的に停止・予防させることが適当なもの、を基準として、その対象行為が選定されているところである。

本条においては、法第12条において規定される誇大広告等（一部、主務省令事項に係るもの）の行為につき、差止請求権の対象としている。

ここにおいて、「当該行為の停止若しくは予防」とは、例えば、現に行われている虚偽・誇大な広告の差止めがなされることを意味する。また、「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」とは、例えば、虚偽・誇大な広告による誤認が結果としてあまりにも広汎に広がっていると判断される状況において、その誤認状態を是正するために社告の掲載等を義務付けるといった作為義務を販売業者等に課すということが考えられる。

### （電話勧誘販売に係る差止請求権）

**第58条の20** 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若

- しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
- イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
  - ロ 第21条第1項第2号から第5号までに掲げる事項
  - ハ 第21条第1項第6号又は第7号に掲げる事項
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
- 三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 一 第24条第8項（第24条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特約
  - 二 第25条の規定に反する特約

## **趣旨**

法第58条の18と同様、消費者団体訴訟制度につき、本法における訪問販売や通信販売等の各取引類型において、販売業者等が不実告知等の不当な勧誘行為等を現に行い又は行うおそれがある時は、それらの行為の差止めや予防に必要な措置をとることなどの請求ができる権利を定めている根拠規定である。

## **解説**

1 第1項は「電話勧誘販売」における不当な勧誘行為等に係る差止請求権を規定したものである。

差止請求の対象となる行為については、①本法上の行政規制等の各条項に規定される規範に抵触する行為であって、②その行為により個々の消費者に取消権等の民事上の権利発生が観念できるものであり、③その行為を集団的・一般的に停止・予防させることが適当なもの、を基準として、その対象行為が選定されているところである。

本項においては、法第21条第1項において規定される不実告知や同条第2項において規定される重要事項の不告知（一部、主務省令事項に係るものを除く。）、同条第3項において規定される威迫・困惑といった行為につき、差止請求権の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去そ

の他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第 58 条の 18 と同様である。

2 第 2 項は「電話勧誘販売」における損害賠償請求等に関する不当請求・不当特約に係る差止請求権を規定したものである。

本項においては、上記 1 の基準に基づき、法第 24 条第 8 項において無効とされるクリング・オフに係る不利な特約や法第 25 条において規定される損害賠償等の額の制限に反する特約を定める行為につき、差止請求権の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第 58 条の 18 と同様である。

#### (連鎖販売取引に係る差止請求権)

**第58条の21** 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下この項及び第 3 項において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第 4 号において同じ。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第34条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項

二 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前号イ又はロに掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業に係る商品の性能若

しくは品質若しくは施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担又は当該連鎖販売業に係る特定利益について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

- 2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して前項第1号又は第3号から第5号までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 3 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第40条第4項に規定する特約

二 第40条の2第6項に規定する特約

## 趣旨

法第58条の18と同様、消費者団体訴訟制度につき、本法における訪問販売や通信販売等の各取引類型において、販売業者等が不実告知等の不当な勧誘行為等を現に行い又は行うおそれがある時は、それらの行為の差止めや予防に必要な措置をとることなどの請求ができる権利を定めている根拠規定である。

## 解説

- 1 第1項は「連鎖販売取引」における統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者について、不当な勧誘行為等に係る差止請求権を規定したものである。

差止請求の対象となる行為については、①本法上の行政規制等の各条項に規定される規範に抵触する行為であって、②その行為により個々の消費者に取消権等の民事上の権利発生が観念できるものであり、③その行為を集団的・一般的に停止・予防させることが適当なもの、を基準として、その対象行為が選定されているところである。

本項第1号においては、統括者又は勧誘者に関して、法第34条第1項において規定される不実告知や重要事項の不告知（一部、主務省令事項に係るもの）といった行

為につき、差止請求権の対象としている。

本項第2号においては、一般連鎖販売業者に関して、法第34条第2項において規定される不実告知（一部、主務省令事項に係るものを除く。）の行為につき、差止請求権の対象としている。

本項第3号においては、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に関して、法第34条第3項において規定される威迫・困惑といった行為につき、差止請求権の対象としている。

本項第4号においては、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に関して、法第36条において規定される誇大広告等（一部、主務省令事項に係るものを除く。）の行為につき、差止請求権の対象としている。

本項第5号においては、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に関して、法第38条第1項第2号において規定される断定的判断の提供の行為につき、差止請求権の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、第58条の18（広告に係るものは法第58条の19）と同様である。

2 第2項は、連鎖販取引特有の規制として、統括者が勧誘を行わせる者である勧誘者が上記違法行為を行う場合には、その責任を問われる統括者に対しても差止請求等が可能である旨を定めている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第58条の18（広告に係るものは法第58条の19）と同様である。

3 第3項は「連鎖販取引」における損害賠償請求等に関する不当請求・不当特約に係る差止請求権を規定したものである。

本項においては、上記1の基準に基づき、法第40条第4項において無効とされるクーリング・オフに係る不利な特約や法第40条の2第6項において規定される中途解約や損害賠償等の額の制限に係る不利な特約を定める行為につき、差止請求権の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第58条の18と同様である。

#### （特定継続的役務提供に係る差止請求権）

**第58条の22** 適格消費者団体は、役務提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することが

できる。

- 一 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為
  - 二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
    - イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）
    - ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質
    - ハ 第44条第1項第3号から第6号までに掲げる事項
  - 二 第44条第1項第7号又は第8号に掲げる事項
  - 三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
  - 四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 2 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 一 第48条第8項に規定する特約
  - 二 第49条第7項（第49条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する特約

## 趣旨

法第58条の18と同様、消費者団体訴訟制度につき、本法における訪問販売や通信販売等の各取引類型において、販売業者等が不実告知等の不当な勧誘行為等を現に行い又は行うおそれがある時は、それらの行為の差止めや予防に必要な措置をとることなどの請求ができる権利を定めている根拠規定である。

## 解説

- 1 第1項は「特定継続的役務提供」における不当な勧誘行為等に係る差止請求権を規定したものである。

差止請求の対象となる行為については、①本法上の行政規制等の各条項に規定される規範に抵触する行為であって、②その行為により個々の消費者に取消権等の民事上の権利発生が観念できるものであり、③その行為を集団的・一般的に停止・予防させることが適當なもの、を基準として、その対象行為が選定されているところである。

本項第1号においては、法第43条において規定される誇大広告等（一部、主務省令事項に係るもの）の行為につき、差止請求権の対象としている。

本項第2号から第4号においては、法第44第1項において規定される不実告知や同条第2項において規定される重要事項の不告知（一部、主務省令事項に係るもの）を除く。）、同条第3項において規定される威迫・困惑といった行為につき、差止請求権の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第58条の18（広告に係るものは法第58条の19）と同様である。

2 第2項は「特定継続的役務提供」における損害賠償請求等に関する不当請求・不当特約に係る差止請求権を規定したものである。なお、関連商品販売契約に係る差止請求等は、関連商品の販売を行う者に対して行われることとなる。

本項においては、上記1の基準に基づき、法第48条第8項において無効とされるクーリング・オフに係る不利な特約や法第49条第7項において規定される中途解約や関連商品販売契約の解除に係る損害賠償等の額の制限に係る不利な特約を定める行為等につき、差止請求権の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第58条の18と同様である。

#### （業務提供誘引販売取引に係る差止請求権）

**第58条の23** 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若

しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
ロ 第52条第1項第2号から第5号までに掲げる事項
二 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
三 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為
四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為
2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
一 第58条第4項に規定する特約
二 第58条の3第1項又は第2項の規定に反する特約

## 趣旨

法第58条の18と同様、消費者団体訴訟制度につき、本法における訪問販売や通信販売等の各取引類型において、販売業者等が不実告知等の不当な勧誘行為等を現に行い又は行うおそれがある時は、それらの行為の差止めや予防に必要な措置をとることなどの請求ができる権利を定めている根拠規定である。

## 解説

1 第1項は「業務提供誘引販売取引」における不当な勧誘行為等に係る差止請求権を規定したものである。

差止請求の対象となる行為については、①本法上の行政規制等の各条項に規定される規範に抵触する行為であって、②その行為により個々の消費者に取消権等の民事上の権利発生が観念できるものであり、③その行為を集団的・一般的に停止・予防させることが適当なもの、を基準として、その対象行為が選定されているところである。

本項第1号及び第2号においては、法第52条第1項において規定される不実告知や重

要事項の不告知（一部、主務省令事項に係るものを除く。）、同条第2項において規定される威迫・困惑といった行為につき、差止請求権の対象としている。

本項第3号においては、法第54条において規定される誇大広告等（一部、主務省令事項に係るものを除く。）の行為につき、差止請求権の対象としている。

本項第4号においては、法第56条第2号において規定される断定的判断の提供の行為につき、差止請求権の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第58条の18（広告に係るものは法第58条の19）と同様である。

2 第2項は「業務提供誘引販売取引」における損害賠償請求等に関する不当請求・不当特約に係る差止請求権を規定したものである。

本項においては、上記1の基準に基づき、法第58条第4項において無効とされるクーリング・オフに係る不利な特約や法第58条の3第1項又は第2項において規定される損害賠償等の額の制限に反する特約を定める行為につき、差止請求権の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第58条の18と同様である。

#### （訪問購入に係る差止請求権）

**第58条の24** 適格消費者団体は、購入業者が、訪問購入に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
  - イ 物品の種類及びその性能又は品質
  - ロ 第58条の10第1項第2号から第6号までに掲げる事項
  - ハ 第58条の10第1項第7号又は第8号に掲げる事項
- 二 売買契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
- 三 売買契約を締結させ、又は売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 四 物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに関する事項であつて、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- 五 物品の引渡しを受けるため、威迫して困惑させる行為

- 2 適格消費者団体は、購入業者が、売買契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 一 第58条の14第6項に規定する特約
- 二 第58条の16の規定に反する特約

## 趣旨

法第58条の18と同様、消費者団体訴訟制度につき、本法における訪問販売や通信販売等の各取引類型において、販売業者等が不実告知等の不当な勧誘行為等を現に行い又は行うおそれがある時は、それらの行為の差止めや予防に必要な措置をとることなどの請求ができる権利を定めている根拠規定である。

## 解説

- 1 第1項は「訪問購入」における不当な勧誘行為等に係る差止請求権を規定したものである。

差止訴訟の対象となる行為については、①本法上の行政規制等の各条項に規定される規範に抵触する行為であって、②その行為により個々の売買契約の相手方たる消費者に取消権等の民事上の権利発生が観念できるものであり、③その行為を集団的・一般的に停止・予防させることが適当なもの、を基準として、その対象行為が選定されているところである。

本項においては、法第58条の10第1項及び第4項において規定される不実告知や同条第2項及び第4項において規定される重要事項の不告知（一部、主務省令事項に係るもの）を除く。）、同条第3項及び第5項において規定される威迫・困惑といった行為につき、差止請求の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第58条の18と同様である。

- 2 第2項は「訪問購入」における損害賠償請求等に関する不当請求・不当特約に係る差止請求権を規定したものである。

本項においては、上記1の基準に基づき、法第58条の14第6項において無効とされるクーリング・オフに係る不利な特約や法第58条の16において規定される損害賠償等の額の制限に反する特約を定める行為につき、差止請求権の対象としている。

なお、「当該行為の停止若しくは予防」や「当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」に係る基本的な考え方は、法第58条の18と同様である。

### (適用除外)

**第58条の25** 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。

- 一 第26条第1項 第58条の18から第58条の20まで
- 二 第26条第6項 第58条の18
- 三 第26条第7項 第58条の20
- 四 第26条第8項 第58条の18第2項（第2号に係る部分に限る。）及び第58条の20第2項（第2号に係る部分に限る。）
- 五 第40条の2第7項 第58条の21第3項（第2号に掲げる特約のうち第40条の2第3項及び第4項の規定に反するものに係る部分に限る。）
- 六 第50条第1項 第58条の22
- 七 第50条第2項 第58条の22第2項（第2号に掲げる特約のうち第49条第2項、第4項及び第6項（第49条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に反するものに係る部分に限る。）
- 八 第58条の3第3項 第58条の23第2項（第2号に係る部分に限る。）
- 九 第58条の17 前条

### 趣旨

法第58条の18から第58条の24までの規定は、消費者団体訴訟制度につき、本法における訪問販売や通信販売等の各取引類型において、販売業者等が不実告知等の不当な勧誘行為等を現に行い又は行うおそれがある時は、それらの行為の差止めや予防に必要な措置をとることなどの請求ができる権利を定めている根拠規定である。したがって、そもそも本法の各規定が適用除外される取引については、差止請求権も措置されていないことを定めている規定である。

### 解説

本条は、前章までの規定中、訪問販売や通信販売等の各取引類型における適用除外として定められた規定につき、差止請求権の対象となる行為に関連するものを、本条において差止請求権固有の適用除外規定として定めている。